# 平成23年太宰府市議会第3回(9月)定例会 総務文教常任委員会会議録

平成23年9月6日(火)

福岡県太宰府市議会

### 1 議 事 日 程

### [平成23年太宰府市議会第3回定例会 総務文教常任委員会]

平成23年9月6日 午前10時00分 於 全員協議会室

日程第1 議案第44号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第45号 太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第49号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について

日程第4 議案第51号 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例について

日程第5 意見書第7号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

日程第6 意見書第8号 公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見 書

### 2 出席委員は次のとおりである(6名)

 委員長
 門田直樹議員
 副委員長渡邊美穂議員

 委員
 福廣和美議員
 委員不老光幸議員

 『藤井雅之議員
 『長谷川公成議員

### 3 欠席委員は次のとおりである

なし

### 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

| 総 務 | 部 長  | 木  | 村  | 甚 | 治 | 地域づくり担当部長 | 今 | 泉 | 憲 | 治 |
|-----|------|----|----|---|---|-----------|---|---|---|---|
| 市民生 | E活部長 | 古  | Ш  | 芳 | 文 | 教 育 部 長   | 齋 | 藤 | 廣 | 之 |
| 議会事 | ¥務局長 | 田  | 中  | 利 | 雄 | 会計管理者     | 三 | 笠 | 哲 | 生 |
| 総務  | 課 長  | 古  | 野  | 洋 | 敏 | 経営企画課長    | 石 | 田 | 宏 | 二 |
| 管 財 | 課長   | 辻  |    | 友 | 治 | 協働のまち推進課長 | 諌 | Щ | 博 | 美 |
| 税務  | 課長   | 久侈 | 山系 | 元 | 信 | 納 税 課 長   | 高 | 柳 |   | 光 |
| 教 務 | 課 長  | 木  | 村  | 裕 | 子 | 学校教育課長    | 大 | 薮 | 勝 | _ |

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名 (1名)

書 記 白石康子

### 開 会 午前10時00分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○委員長(門田直樹委員) 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第1 議案第44号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第1、議案第44号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

税務課長。

- ○税務課長(久保山元信) 議案第44号についてご説明いたします。
- ○税務課長(久保山元信) 議案第44号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を補足 説明させていただきます。議案書の12ページから19ページになります。条例改正新旧対照表は1 ページから20ページとなっております。今回の改正は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応 して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が本年の6月22日に国会で可決さ れ、6月30日に公布されたことにより、太宰府市税条例の一部を改正する必要が生じたため、ご 提案させていただくものでございます。

改正の内容につきましては、寄附金税額控除にかかるその適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるもの、並びに個人住民税等の脱税犯にかかる租税罰則の見直しに伴い、主に現行としては過料を3万円から10万円に引き上げるもの、さらには税負担軽減措置等の縮減及び見直しが行われたことによるなど、関係条文を整理したものとなっております。

また、表題部分に「市税条例等」としておりますが、これは関係、関連ある複数の条例を一つの条例としてご提案させていただくために「等」を加え、ご提案させていただいております。 第1条につきましては、今回の注律の公布に伴う既存の大字府市税条例の一部改正、第2条関係

第1条につきましては、今回の法律の公布に伴う既存の太宰府市税条例の一部改正、第2条関係 といたしまして、平成20年条例第18号によって公布された太宰府市税条例の一部を改正する条例 の附則部分の改正でございます。さらに第3条といたしましては、平成22年条例第18号に公布さ れた太宰府市税条例の一部を改正する条例の附則部分の改正とさせていただいております。

それでは、市税条例の改正の内容につきまして、お手元の新旧対照表によってご説明申し上げたいと思います。恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをお開きください。

最初に市税条例第26条第1項の改正についてでございますが、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございます。その分を現行の3万円から10万円に引き上げるものでございます。

次に、市税条例第34条の7、寄附金税額控除の改正規定でございます。寄附金税額控除に関す

る改正は地方税法第314条の7において、その適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる改正に伴い、条文を整理するものでございます。その内容は、市税条例第34条の7第1項において、地方税法第314条の7の規定を引用し、市民税額控除適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる改正を行うものと併せまして、市税条例第34条の7の括弧の条文構成を地方税法第314条の7の括弧の構成趣旨に合わせた条文構成の整備を行っております。旧の第34条の7の第1項第1号、第2号を新たに改正の第34条の7第1項の本文に引用し、2ページにかけてになりますが、旧34条の7第1項第3号アからオまでの部分を新たに、第1項第1号から第5号へと改めさせていただいております。

次に、同条の第2項のこの部分につきましては、いわゆるふるさと納税の特例控除につきましても、地方税法第314条の7第2項に定める規定を引用して条文を整理さしていただいております。

続きまして、条例改正新旧対照表 4ページをお開きください。第36条の 3 第 2 項の規定になりますが、これは字句の整理をさせていただいております。そこに「各号に掲げる」とありますが、この各号にかかるものが、示すものが今回ありませんので、その部分を「に規定する」と字句の表現を改めさせていただいております。

次に、第36条の4第1項の部分でございます。市民税にかっかる不申告に関する過料、この部分を過料の見直しと字句の訂正であります。「納税義務者のうち」を「納税義務者が」ということに改めさせていただいて、過料につきましては現行の「3万円」を「10万円」に引き上げるものでございます。

次に、第53条の10第1項の退職者所得申告書の不提出に関する過料でございます。この分につきましても、「3万円」を「10万円」に引き上げるものでございます。

次に、条例第61条、固定資産税の課税標準でざいますが、地方税法第349条の3に新たな項目第7項が追加されたために、引用条文の項ずれが生じたことによって改正するものです。これにつきましては、第7項につきましては、離渡航路事業の用に供する船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置ということでございます。そのことによりまして、条例第9項では「法第349条の3第11項」を改正分では「法第349条の3第12項」とさせていただいております。

条例第10項につきましても、同じ項目を改めさせていただいております。

次に第65条第1項の改正規定でございます。固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料ということで、この分につきましても現行分の「3万円」を「10万円」に引き上げるものでございます。

次に第75条第1項の改正でございます。固定資産に係る不申告に関する過料、この分つきましても「3万円」を「10万円」に引き上げるものでございます。

次に、条例改正新旧対照表6ページになります。第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する 過料についても、「3万円」を「10万円」に引き上げるものでございます。

次に改正後の右側の部分になりますが、第100条の2ということで、追加する規定を設けさせ

ていただいております。今回の地方税法の改正により市町村においてたばこ税に係る不申告に関する過料として、10万円以下の過料規定を設けることができるという改正がされておりますので、これを受けまして、たばこ税につきましても市民税の不申告に関する過料の同じ内容を新たに条例として加えさせていただいております。100条の2の第1項については10万円以下の過料を科することができる、第2項につきましては、前項の過料の額は、情状により市長が定める、第3項においては、第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする、という規定を新たに加えさせていただいております。

次に第133条第1項の改正規定でございます。この分は特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料についてございます。この部分につきましても、「3万円」を「10万円」に引き上げさせていただきます。それと、右の改正分になりますが、第139条の2の特別土地保有税におきましても、前段で申し上げましたように、10万円以下の過料を科することができる規定がなされております。このことを受けまして、第139条の2の第2項に同様の規定を設けさせていただいております。第1項に10万円以下の過料を科するということ、第2項としましては、前項の過料の額は情状により市長が決まると、第3項につきましては、第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする、という条文を新たに付け加えさせていただいております。

次に第139条の3、特別土地保有税の減免でございますが、前項の第139条の2が新たに加わったことにより1条繰り下げまして第139条の3としております。

次に条例改正新旧対照表 7ページになりますが、附則の改正規定でございます。附則の第7条の4の改正規定につきましては、寄付金税額控除における特例控除額の特例について規定しております。その改正内容につきましては、ふるさと納税の限界税額を同条に規定したものでございますが、地方税法附則第5条の5第2項の規定を引用し、条文の整理を行ったものでございます。

次に条例改正新旧対照表8ページから9ページをお開きください。附則の第8条でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定についてでございます。その改正内容につきましては、条文中の売却頭数が2,000頭から1,500頭に見直しがされております。その適応期限が平成24年度から平成27年度まで延長されております。このことから、改正分でございますが、法附則の第6条第4項及び第5項について、同条に規定した内容を同条を引用することにより簡素化して条文の整理を行っております。

次に条例改正新旧対照表10ページになります。附則第10条の2第4項の改正規定でございます。固定資産税の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告という規定がなされております。これにつきましては、固定資産税の減免対象である高齢者向け有料賃貸住宅である貸家住宅として高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条の規定に基づき認定を受ける規定が、同法の第7条第1項の登録の規定に改正されたことに伴い、附則の改正を行うものあります。

次に条例改正新旧対照表10ページから16ページになりますが、附則第16条の3、附属第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条の2、及び附則第20条の4につきましては、先ほど申し上げました附則第7条の4の改正に伴いまして条文の整理をいたしております。次に条例改正新旧対照表17ページになります。第2条による条例改正でございます。附則第2

また、次に第16項、譲渡に関するものでございます。

条第9項、この分につきましては配当所得に関するものでございます。

次のページ、第21項になりますが、条約適用配当等を規定したものでありますが、個人の市民税に関する上場株式等の配当所得、譲渡所得及び条約適用配当等の課税所得の金額の割合は現在軽減税率ということで10パーセントの適用となっておりますが、この分の経過措置期間が平成25年12月31日まで、2年間延長されております。その分で今回の改正を行っております。旧項の中に平成23年12月31日までが2年間の延長で、平成25年12月31日まで、第16項の部分についても同じような期間の延長となっております。

また、第21項につきましても、同様に平成23年12月31日から平成25年12月31日まで、2年間の延長という改正規定となっております。

次に、条例改正新旧対照表19ページになります。第3条による条文の改正であります。この分につきましては、本来ならば平成25年度から本則課税の20パーセントに戻すということでございました。けれども、その時にこの条例改正についてはまだ未執行分でございますが、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例ということで、10年間300万円まで非課税控除となるという措置の条例改正が平成22年の税制改正で設けられておりまして、その分を未執行分ではありますが規定させていただいております。前段その分が2年間軽減税率が10パーセントの分が、2年間延長されておりますので、この分につきましても、2年間の延長ということで、附則の第1条で平成25年1月1日分を平成27年1月1日、また第2条第5項におきまして平成25年度からの分を、改正では平成27年度以後と改正させていただくものでございます。

さらに施行期日並びに経過措置につきましては、恐れ入りますが議案書18ページをお開きください。中ほどに施行期日等記載しております。附則第1条では、この条例の施行期日は公布の日からといたしております。また、附則第1条第1項から第3号に掲げる規定は、その項目の施行日を定める条文でございます。

第2条につきましては、寄付金税制につきましては平成23年1月1日以降の寄付金から対象となります。

また、第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置、第4条につきましては罰則に関する経過措置を規定したものでございます。

以上で補足説明でございます。よろしくご審議たまわりますよう、お願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 以上で説明は終わりました。それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) 今回の地方税法の改正で、新たにというか、またこの中にも文章で見つけきれなかったんですが、NPO法人への寄附金が個人住民税寄附金控除額の対象となるということも盛り込まれていると思うんですけれど、そのまず本市内に市民の方へのこのNPO法人への寄附が住民税控除の対象となるということの周知の方法をどのように考えておられるのかが一点と、太宰府市内にNPO法人の法人格を取得しているところがだいたいどれくらいあって、そのNPO法人へのこの地方税法の改正に伴う対応を市としてどのように考えておられるのか、二点お聞かせください。
- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。
- ○税務課長(久保山元信) 今回、寄附金控除拡充ということは、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方公共団体が条例に指定することにより、個人住民税の寄附金も税額控除の対象とするということで、なっております。都道府県が条例で定める寄附金は、都道府県民税から、市町村が条例で定める寄附金については、市民税から控除ができるようになります。しかしながら、住民税につきましては、市県民税の税として取り扱い、徴収関係扱いさせていただいておりますけれども、税の性質上NPO法人の条例の指定につきましては、現在県の方も検討中でございまして、県と市と歩調を合わせることでですね、条例指定の部分につきましては、そうすることが市民に分かりやすく理解が得られやすいという判断をし、今回の改正の部分には含めず、県の動向・内容を見た中で、12月議会でご提案する予定とさせていただいております。また、市内のNPO法人は34法人あります。

周知につきましては、平成23年分の寄附金については対象となりますので、県においても対象となってきますので、その分につきましては、広報とホームページ等で、またそういった申告書を送る段階で周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 藤井委員。
- ○委員(藤井雅之委員) 特にNPO法人のところですね、寄附金の控除の証明書の書式の出し方とか、いろいろ慣れられていない部分もあると思いますから、円滑にいくように対応等をとっていただきたいという、これ要望にとどめておきます。

それと、もう一点いいですかね、証券優遇税制について伺いたいのが、これずっと期限措置というのを軽減、経過措置を延長して、10パーセントでとどめている状況が繰り返されているんですけれども、仮にこの経過措置が本来の10パーセントではなくて、20パーセントのところで課税された場合、本来は本市にどれくらいの税収があったのかという試算はこの間されたことはあるんでしょうか。

- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。
- ○税務課長(久保山元信) 23年度、22年度の控除額というのを把握しております。その分については、配当と譲渡でございますので、あわせまして570万円程度あります。10パーセント課税の部分でございますので、法定課税になれば20パーセント、2倍になってこようかと思いますけれども、そういった税額が上がればその影響も加味しないといけないと、考えております。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

一点、お伺いしたいんですけれど、申告で、市民税の申告とですね、いわゆる固定資産税などは目に見えるので分かりやすいんですが、所得に関してはなかなか把握が難しいと思うんですが、3万円が10万円ということで、今までその3万円の過料適用ということで、実績といいますか、対象はどれくらいありますか。

税務課長。

- ○税務課長(久保山元信) 過去、聞いたんですけれども、過料は行政処分ということで、刑事罰ではないため、その部分を適用したということは、なかったんではないかと思います。ただ、そのあたりは課税の的確な把握ということで、適正化に向けて業務を行って行かなければならないと思っております。以上です。
- ○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) 提案されております議案第44号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」については、反対の立場で討論させていただきたいと思います。先ほどの質疑の中でも、NPO法人への寄付金を住民税控除、寄付金控除の対象額とすることなどについては、反対の立場ではありません。しかし、大元にあります証券優遇税制の継続につきましては、これまでも日本共産党としましては見直しを求めてまいりました。実際に、管前首相は財務大臣当時、これは見直すべきであると表明しておりましたが、引き続き継続をされております東日本大震災からの復興をはじめ現在の厳しい経済情勢や雇用情勢というのを考えた時に、まず何よりも大企業、あるいは大資産家への減税という対応ではなく、一定の負担を求めるような内容こそ、今求められていると思いますが、引き続き大企業や大金持ちを優遇するような税制を継続する内容が含まれておりますので、反対を表明します。
- ○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。議案第44号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(大多数挙手)

**〇委員長(門田直樹委員)** 大多数挙手です。したがいまして、議案第44号につきましては、原案の とおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時27分)

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 議案第45号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 次に日程第2、議案第45号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する 条例について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(久保山元信) 議案第45号太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について、補 足説明をさせていただきます。議案書は20ページから21ページになります。条例改正新旧対照表 は20ページになります。

今回の改正も、現下の厳しい経済状況、雇用情勢に対応して、税制の整備を図るため、地方税 法等の一部を改正する法律が本年6月22日に国会で可決され、6月30日に公布されたことによ り、太宰府市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、一部条例の改正を行うもので ございます。

改正の内容につきましては、地方税法、主に固定資産税でございますが、負担軽減措置の拡充 や廃止がなされることにより、条例の引用する地方税法の項に項のずれが生じたことによる改正 でございます。

条例改正新旧対照表の20ページをお開きください。そこに条例の第2条の改正部分でございますが、地方税法等の納税義務者でございますが、地方税法349条の3第7項に、先ほども申し上げましたが、離渡航路事業の特例措置が拡充されて、新たに設けられたことにより、条文の「法第349条の3第9項から第11項まで」を、「法第349条の3第10項から第12項まで」と改め、また、同法の第18項、第27項、第30項、第31項、第32項、第33項が廃止されていることから、引用条文に項ずれが生じておりますので、その部分につきまして改正前が「第27項、第29項または第31項から第33項まで」を「又は第28項」と改めております。

次に、附則の第12項でございます。この部分につきましても、項ずれが生じておりまして、現行の部分でございますが、「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」まで、この部分につきましてを、「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」と改めさせていただきまして、その2行下になりますが、「第31項から第33項まで」を「第28項」と改め、その一行下になりますが「第31項から第33項まで」を「第28項」と改めさせていただいております。

さらに施行期日になりますけれども、議案書の21ページになりますが、施行期日は附則の第1項にありますように、この条例の公布の日からといたしております。

以上補足説明であります。どうぞご審議たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 以上で説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号「太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例について」につきまして、原案の とおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。したがいまして、議案第45号は原案のとおり可決すべき ものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時32分〉

日程第3 議案第49号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第3、議案第49号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

今回は、歳入、歳出、債務負担行為及び地方債の補正が審査付託されていますが、審査の都合 上、歳出から審査を行いたいと思います。

また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい別の 補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行います。

また、執行部におかれましては、補正の補足説明を順次していただくにあたって、関連する 項目として同時に説明した方がわかりやすい補正項目については、併せて説明をお願いいたしま す。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書14ページ、15ページをお開きください。 1款:議会費、1項:議会費、1目:議会費について、執行部の補足説明を求めます。 議事課長。

○議事課長(櫻井三郎) それでは、歳出の14ページ、15ページ1款:議会費、1項:議会費、1目:議会費、議会運営関係費216万円の補正つきまして、ご説明いたします。

まず、4節:共済費、議員共済組合負担金36万3,000円につきましては、4月の統一選挙で当選されました新議員さんにつきましては、4月30日から市議会議員共済会に強制加入となり、1日だけですが4月分として本人掛金と併せまして市の負担金を市議会議員共済会に納めなければなりません。当初予算では新議員さんの人数が分からないため、予算措置しておりませんでしたので、今回5人分の負担金を計上させていただくものでございます。

次に9節:旅費179万7,000円につきましては、先の6月議会で設置されました「議会基本条例 (議会改革)特別委員会」と「佐野東地区まちづくり及び(仮称) JR太宰府駅設置特別委員会」にかかる旅費と費用弁償であります。研修旅費につきましては、事務局職員を含めましての 随行旅費3人分、議員研修旅費につきましては9人かける2特別委員会分を計上させていただいております。費用弁償につきましては、2特別委員会分を合わせまして、今回10日分を補正計上

させていただいております。既決予算と合わせますと、費用弁償につきましては14日分ということになります。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページの2款:総務費、1項:総務管理費、1目:一般管理費について、補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(石田宏二) 2款、1項、1目、細目の994:市制施行30周年記念事業関係費についてご説明申し上げます。

市制施行30周年事業につきましては、メインテーマを「みんなで創り みんなでつなぐ ゆめ・未来」といたしまして、まず、来年平成24年4月8日日曜日になりますが、メインイベントとしまして九州国立博物館におきまして、韓国扶餘郡との姉妹都市締結調印式、その後場所を中央公民館に移しまして、市制施行30周年記念式典をとり行う予定といたしております。現在準備を進めているところでございます。その他の事業につきましては、既存のイベントを中心に、冠事業といたしまして少し膨らませながら市制施行30周年記念事業として位置付けまして、1年間を通して実施していきたいと考えております。今回補正計上させていただいております部分は、そういった記念事業や式典準備の補助等を行う準備職員を雇用するものでございます。歳入につきましては、県支出金104万円が計上されておりますが、関連がありますので、11ページをお開き願いたいと思います。11ページ下から3行目ぐらいになりますが、15款、2項、3目、1節:労働費補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を充てております。100パーセントの補助でございます。

なお、需用費の消耗品費20万円につきましては、市制施行30周年記念事業といたしましてNH Kの方に今公開番組等の申請を行っておりまして、そういったポスターやチラシの印刷費等もこ の緊急雇用の事業費で賄おうということで計上させていただいております。

なお、NHKの方にはいろいろなメニューがあるのですが、中央公民館の場所でできる部分のメニューの中から3点ほど選ばせていただきまして、第一番目を真打競演、二番目を上方演芸、三番目をオンエアバトルというようなかたちでの公開番組の実施に向けての申請を現在行っておりまして、最終的には年を明けての決定になろうかと思います。これは全国からの申請でございますので、太宰府市が必ず受けられるというものではございませんけれども、私どももNHKの方まで出向きまして申請をいたしておるところでございます。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

1目:一般管理費、及び関連する項目として説明のあった歳入の補正について、併せて質疑はありませんか。

〇委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページの2款:総務費、1項:総務管理費、7目:財産管理費、及び16ページ、17ページの 2款:総務費、2項:企画費、6目:文化振興費について、併せて補足説明を求めます。 管財課長。

○管財課長(辻友治) 2款:総務費、1項:総務管理費、7目:財産管理費、細目991、普通財産 管理関係費2億38万8,000円につきましてご説明いたします。

まず、15節:工事請負費、臨時工事36万8,000円についてですが、現在市で普通財産賃貸借契約をしておりますいきいき情報センター内のスーパーマミーズは、現在市の水道水と井戸水を使用しておりますが、今回マミーズの市の水道メーターが故障となりまして、現地調査を行ったところ、メーター使用期限が18年度までとなっておりまして、水道メーターの故障と併せて井戸水のメーターも取り替えることとしております。メーター2基の取替費、工事費を計上させていただいております。

関連としまして、16、17ページをお開きください。2款:総務費、2項:企画費、6目:文化振興費、細目130、いきいき情報センター管理運営費39万9,000円について、関連しますので説明させていただきます。15節:工事請負費、臨時工事費39万9,000円について説明いたしますが、これにつきましても、先ほどのマミーズと同様、市水道メーターと井戸水のメーターの使用期限が切れておりまして、今回マミーズ分と併せまして2基の交換を行うようにしております。工事につきましては、管財課予算分と合わせて管財課で行うということで、関連として説明させていただいております。予算としては、生涯学習課分となります。

続きまして、14ページ、15ページを再度お開きください。25節の積立金、公共施設整備基金積立金2億円の補正につきまして、説明させていただきます。現在、基金残高は5,706万7,820円となっております。今回の9月補正により、23年度末の積立金は約2億5,700万円となります。以上で説明をおわります。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページの2款:総務費、1項:総務管理費、9目:財政調整基金費について、補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(石田宏二) 2款、1項、9目、細目の330、基金積立金についてご説明申し上げます。今回2億円を財政調整資金積立金に積み立てます。これは8億9,000万円ほどの黒字決算になったことから、公共施設整備基金、財政調整資金積立金、総合運動公園の積立金にそれぞれ2億円ずつ積み立てるものでございまして、今回の積み立てによりまして23年度末の残高見込は

20億3,000万円程度になります。これは平成14年度、平成15年に災害が起こりましたけれども、 それ以前の基金残高にやっと戻ると、その時平成14年度末が20億8,000万円程度でございました ので、やっとその時の残高に戻るというものでございます。以上でございます。

- **〇委員長(門田直樹委員)** 説明は終わりました。これについて、質疑はありませんか。 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** これは積立金もそうなんですが、財政調整資金の運用については、決められた運用の枠はないということで考えてよろしいですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) 運用と申しますか、使い道ということでございますかね、あの、先ほども申しましたけれども、ひとたび災害が起これば、平成15年の例でいきますと10億円の取り崩しをしております。そういった不測の事態に備えるためということで、積み立てを行っているものでございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか、ほかにございませんか。
  渡邊委員。
- ○委員(渡邊美穂委員) 今後のこの資金積立の計画は、どのような計画を持ってあるんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) 今後の積み立てということですかね、今後の積み立てにつきまして も、とりあえず20億円を目標といたしておりましたけれども、その後そのほかの特定目的基金に 積み立てる部分もございましょうし、とりあえずは財政調整資金積立金は20億円ぐらいをめどと いたしております。また、そのほか平成23年度で剰余金等が出た場合はですね、そのほかの公共 施設整備基金積立金でありますとか、そのほかの特定目的基金の方に積み立てるようなかたちに なろうかと考えております。以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

次に進みます。同ページの2款:総務費、2項:企画費、2目:市史資料室費について、補足 説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(石田宏二) 2款、2項、2目:市史資料室費の細目160、市史資料室関係費についてご説明を申しあげます。これにつきましては、県の共同文書館設置におきまして、市では廃棄文書のデータベース化は完了しておりますが、今後はそのデータを使用した文書一点ごとの評価・選別作業が必要となってまいります。廃棄文書の評価・選別につきましては、保存年限を経過した文書の中から、将来的に市民共有の史的資源となる文書を抽出する作業でございまして、これらの文書を適切に管理・保存していくうえで不可欠な作業でございます。平成23年度につきましては、すでに6ヶ月間2人の臨時職員を雇用して作業にあたってきているところでございますけれども、評価・選定対象の文書量が多くありまして、まだまだ作業が残っているということ

から、今回また2名の6ヶ月分を計上しておるところでございます。財源につきましては、先ほどの30周年記念事業の時と同じように、緊急雇用の財源を使って、100パーセント補助というかたちになっております。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

2目: 市史資料室費、及び関連する項目として説明のあった歳入の補正について、併せて質疑 はありませんか。

福廣委員。

○委員(福廣和美委員) 今説明があった分ですが、これは2名の6ヶ月延長という考えですか。それとも…。

(経営企画課長「委員長」と呼ぶ)

- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **○経営企画課長(石田宏二)** 緊急雇用の基礎的な部分と申しますか、6 ケ月で変えなさいというようなかたちになっておりますので、どうしても必要な場合については6 ケ月の延長もできますけれども、新たな方を選定、雇用していきたいというふうに考えております。以上でございます。
- **〇委員長(門田直樹委員)** ほかにございませんか。次に進みます…、ごめんなさい。 不老委員。
- **○委員(不老光幸委員)** 補助員ということですので、正といいますか、正職員の方何名でやってありますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- **〇経営企画課長(石田宏二)** 正職は、市史資料室は嘱託でですね、4名、ずっと何年も勤めてきている職員がおりますので、そういった専門職は4名で対応いたしております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- ○委員(不老光幸委員) だから、専門職がいらっしゃるから、補助員の方は特に専門的な知識がない人でもいいというふうに解釈してよろしいのか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(石田宏二) そのとおりでございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

次に進みます。

補正予算書24ページ、25ページをお開きください。 9 款:消防費、1項:消防費についてそれ ぞれ補足説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(諫山博美) 9 款:消防費、1項、2目:非常備消防費、消防団関係費、 18節:備品購入費、消防資機材60万円につきまして、ご説明いたします。本年度、財団法人自治 総合センターのコミュニティ助成事業助成金が交付決定したことから、地域防災組織育成助成事 業としまして、女性消防団員用の小型動力ポンプを購入するものでございます。このことにより まして、消火訓練等行えるほか、火災発生時に女性消防団員が火災被害を最小限に軽減する初期 消火活動を行うことができることとなります。

歳入につきましては、補正予算書の12、13ページをご覧ください。20款:諸収入、4項:雑入、1目、1節、消防費雑入に60万円を計上いたしております。

続きまして、同じく 9 款:消防費、1項、5目:災害対策費、災害対策関係費、19節:避難活動コミュニティ育成強化事業助成金400万円につきまして、説明をいたします。本会議の質疑でも回答いたしましたとおり、この事業につきましては福岡県の自主防災組織率が全国的に低いことから、自主防災組織の設立や避難訓練をはじめとする自主的な防災活動を促進することによりまして、地域防災力を向上させるため、県が1市町村につきまして400万円を上限に助成をするものでございます。本市におけます自主防災組織は44自治会中、現在12自治会で設立がされております。今回の助成金につきましては、新規組織化を図る自治会が12、既存組織で活動強化のために助成金を希望する自治会が5と、合計17自治会が手を挙げておられます。このことによりまして、本市の世帯数での組織率が現在41.6パーセントから65.1パーセントとなるものでございます。助成対象経費につきましては、講師謝礼、防災マップの作成・配布、避難用資機材の購入、例えば強力ライト、折りたたみリヤカー、マガホン、誘導棒、ヘルエット、セーフティベスト、避難用連絡トランシーバー、防水ラジオなどとなっております。

歳入につきましては、補正予算書の10、11ページをご覧いただきたいと思います。15款:県支出金、2項:県補助金、8目:消防費県補助金、1節、避難活動コミュニティ育成強化事業助成金これは10分の10、100パーセント補助でございますが400万円を計上いたしております。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。1項:消防費、及び関連する項目として説明のあった歳入の補正について、併せて質疑はありませんか。

- 福廣委員。 〇委員(福廣和美委員)
- ○委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) 今説明のありました自主防災組織の件で、お伺いをしたいんですけれど、今説明がありましたように400万円の使い道についても、だいたい分かってきたんですが、これは単純に自治会の中で避難する時に取り残しのないように一人でも多くの方を避難させるということが目的であるというふうに考えてよろしいわけでしょうか。

(協働のまち推進課長「委員長」と呼ぶ)

- ○委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) はい、そのとおりでございます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) これは各区で、まだだいぶん温度差があるようですけれど、いわゆるどう いう方が中心となって自主防災の避難をする時のメンバーになってあるかっていうのがあるの

で、区ごとに差があるのではないかというふうに思うんですよね。だから、日曜日であれば皆さんいるでしょうが、普通の日であればサラリーマン所帯が多いところはいくら決めておってもそのとおりに行かないということが当然出てくる。老人の方が老人の方を、老老で自主避難させるようなかたちにするのかどうか、そこらあたりのいわゆる見本といいましょうか、こういう避難をさせる方の方々がいる、世帯によって随分違うと思うんですよね、消防団があるところ、ないところも差が随分ありますけれども、そこに住んである方々の職業の中心によってもですね、できやすいところとできにくいところとあるのではないかというふうに思うんですね。だから、そのあたりはどんなふうですか。できてないところからすれば、どういうふうにすればできるのか、ただ作ればいいというものではないでしょうから、実行力があるものではないと意味がないというふうに思うんですけれど、その点いかがですか。

- ○委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) 確かにですね、土日であるとか、平日であるとか、そういった 時の避難誘導される方はその地域によってですね、例えば新しい団地とかでございますとサラリーマンの方が多いので、なかなか昼間、平日はいないというかたちで、そういった時はどうする んだろうかといったことで自治会長さん方からもご意見をいただいております。今後具体的に自 主防災組織を立ち上げていくにあたりましては、私どもも一緒に検討しながら、その地域にあった組織化を図っていきたいと思います。現在、私どもの方が自主防災組織のモデル地域というふうに考えていますのは、水城ケ丘区自治会、それから吉松区自治会、こちらは組織化が進んでおりまして、実際、避難訓練等も毎年行われている状況でございますんで、今後はそういったかたちで行政と地域が連携しながら、組織化を図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

渡邊委員。

- ○副委員長(渡邊美穂委員) この上限は県から全部くるお金で決まっているですけれども、今おっしゃったのは17の団体でこれを使われるということですけれど、その申請方法とか、例えば何が欲しいとか、そういったのは団体によって若干差があったりするのではないかと思うんですね、だから、市がこれ買いなさい、あれ買いなさいっていうんじゃなくて、団体の方からこういったものが欲しい、ああいったものが欲しいとかそういった希望を取られて、この予算を配分されるのか、それとも市がある程度提示をして使わせるようにするんでしょうか。
- ○委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) 基本的には自治会の方でどういったものを買うかというのは決めていただきまして、私どもの方は、例えばどういったものを買ったらいいのかの相談があったときはもちろんご相談にのりますけれども、基本的には組織の方に任せたいと思っております。 実際、今現在、福岡県の方で交付要綱がまだ策定が完全にできていない状況でございまして、交付要綱ができましたら太宰府市の方でも助成金の交付規則を作りたいと思っております。そうい

ったかたちで、こういったものは対象になりますよということは、お示ししますけれども、何を 買うかはそれぞれの組織の方に任せたいというふうに考えております。

- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊委員。
- **○副委員長(渡邊美穂委員)** 例えば物の購入だけではなくて、この間の質疑の時の回答の中には、マップ作りとかっていう回答もされたんですよね、ということは例えば自治会の中で緊急避難のマップを作るとか、こういった時はこういうふうに逃げなさいよとかっていうマップ作り、こういったソフトの面でもやはりお金が発生する場合があると思うんですけれど、そういったことも可能だということですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) もちろん、防災マップ対象になります。それから、いろんな研修等を開く時とかにですね、講師の方に来ていただく、そういった講師の謝礼等も対象となっております。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。
  藤井委員。
- ○委員(藤井雅之委員) 私も渡邊委員の今の質問と重なる部分があるかと思うんですけど、先ほどの課長の説明の中で具体的に使える経費、例えば講師の謝礼ですとか、ラジオとかいろいろ備品の関係の説明等があったんですけれど、その提案の説明をされておりました備品の関係聞いておりますと、避難をする時に必要なものばかりじゃないかなというふうに印象に残ったんですけれど、例えば避難した後ですね、一定避難所等での生活が例えば1日、2日とかなった場合にですね、そういった時に備えての最低限の栄養補助食品ですとか、そういったものまでこの使い道を拡大することは可能なのかということを、補足いただきたいんですけれど。
- 〇委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) 私どもも県の方にその点も確認をいたしております。避難した後の経費に使えるのか。極端に言えば備蓄倉庫であるとかですね。県の方の回答はあくまでも避難時に使う品物に限定させてくれという回答でございますので、避難後の経費には使えないということで聞いております。以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

私の方から一つだけ。聞き洩らしたのかもしれませんが、17団体ということで、県の交付要綱 待ちということですけれども、具体的に均等なのか、それとも軽重をつけて交付されるのか、そ の辺の予定はもうお決まりですか。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(諫山博美) これは事前に自治会長さん全員が集まっていただいた場で、こちらの方で説明をさせていただきまして、まず、希望を取らせていただきました。それぞれ概略でどういったものが欲しいのかっていうのは、それぞれの自治会の方から出していただいております。トータルしますと、金額が800万円ぐらいになりまして、県の方にですね、なんとか800万

円ぐらいどうにかならないでしょうかとご相談をしましたが、県はあくまでも400万円が上限だということで、回答を受けております。それで各自治会においてはそれぞれの人口規模等もございますので、これは市の交付規則の中で均等割と人口割といいますか、そういったところでの交付内容にしていきたいと考えております。以上でございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 聞き漏らしましたけど、今の交付ですけれど、この申請は各自治会一回と か回数が決まっているんですか。それともその都度その都度申請がオッケーなのか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) 一度ですね、この補正予算が可決になりましたら、対象の自治会長さんには説明会を開く予定といたしております。それである程度期限を切りまして、県の方には申請をしたいというふうに考えておりますので、その都度ではなくてある程度期限を切って一斉に一括に出したいというふうに考えております。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) それは、この400万円に限ってということですか。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) そういうことでございます。
- ○委員(福廣和美委員) ということは、今回、17自治会ですよね。ではこれは今後についてはどんなふうになるんですか。全く予定はないということはないと思うんだけど。
- ○委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) その点につきましても、県の方に確認をいたしましたが、県は 今年度限りだという回答でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。次に進みます。 同ページ10款:教育費、4項:社会教育費についてそれぞれ補足説明を求めます。 市民図書館長。
- 〇市民図書館課長(吉村多美江) 10款:教育費、4項:社会教育費、4目:図書館費、18節:備品購入費、図書31万円についてご説明いたします。この31万円につきましては、毎年北谷にあります日之出水道機器(株)から市民図書館の図書購入のために30万円の寄付金をいただいております。平成6年から継続して今年度まで18回目になりまして、寄付金総額は710万円となっております。主に外国語資料や高額な参考資料購入等を今まで1,675冊を購入させていただいておりまして、図書館入口に日之出文庫蔵書コーナーを設置し広く利用に供しております。併せて、個人1名の方からも1万円の寄附金をいただいております。

続きまして、10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。歳入ですけれど、17款:寄 附金、1項:寄付金、2目:教育費寄付金、1節:社会教育寄附金、図書購入指定寄附31万円と なっております。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(井上均)** 確続きまして、7目:文化財保護・活用費、13節:委託料の説明をいたし

ます。草刈委託料21万6,000円につきましては、観世地区に今現在水利組合で4ヶ所の池を管理されておりますけれども、地区の農家の高齢化や農地面積の減少により管理する方々が減ったものですから、一部でも市の方で管理できないかというふうな申し出がありまして、協議の結果、大宰府政庁の背面にあります松ヶ浦池を市の方で管理することになりましたものですから、計上いたしました。

続きまして、8目:文化財調査費、文化財調査事業関係費、13節:委託料の土器等運搬業務委託料58万6,000円につきましては、埋蔵文化財の出土品整理を文化ふれあい館と坂本の倉庫に分けて収蔵しておりますけれども、収蔵スペースが満杯になっておりますことから収蔵庫の確保が急務となっておりました。そのところ、大野城太宰府環境施設組合から大野城環境施設センター内のプラットホームに出土品の収蔵物を置けるというふうなお話がございましたものですから、パンケースで今回約2,800箱の出土品を運搬する費用でございます。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) ここで、午前11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時03分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再 開 午前11時15分

○委員長(門田直樹委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、4目:図書館費、及び関連する項目として説明のあった歳入の補正について、併せて質 疑はありませんか。

福廣委員。

- ○委員(福廣和美委員) 文化財管理管理関係費の21万6,000円についてなんですけれども、もういっぺん教えてほしいんですが、これはもともとの…。
- ○委員長(門田直樹委員) あの、図書館の18節ですが…。

(福廣和美委員「4目だけか」と呼ぶ)

〇委員長(門田直樹委員) まずは…。

(福廣和美委員「図書館費だけ」と呼ぶ)

〇委員長(門田直樹委員) はい…。

(福廣和美委員「ならいいです、次で」と呼ぶ)

〇委員長(門田直樹委員) では次で。

はい、4目、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に7目:文化財保護・活用費、及び8目:文化財調査費について質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員(福廣和美委員) 文化財管理関係費の件で、もう一度ちょっとお伺いしますけど、言われた と思うけど、もともとのこの池の管理は、水利権というか、管理はどちらだったんでしょうか。

- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(井上均)** 観世音寺区の水利組合になります。

(福廣和美委員「水利組合やね」と呼ぶ)

- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- **〇委員(福廣和美委員)** その水利組合から、その水利権は市に移行したという考え方になるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(井上均)** 水利権につきましては、下に耕作農地がございますので、利権自体は観世 音寺区の水利組合になります。
- 〇委員長(門田直樹委員) 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) 私がいいようことがおかしいのかどうか、よくわからないので聞いているけど。ということは水利組合が払うべきお金じゃないわけ、これは。、違うんですかね。市が今後高齢化に伴い出すということは何も変わらなければ、水利組合が払えばいいことではないのか。何で市が払わないといけないのか。それは文化財だからか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- ○文化財課長(井上均) 本来ならばやはり管理者である水利組合であると思います。ただここは史跡地内で利用の制限をかけております。そういう意味で本来ならば市では管理できないということで話をしておりましたけれども、利用制限をかけておりますことから、保護のためにですね。ですから、大宰府政庁の背面にある遺構の景観などを考慮しまして、この史跡地だけを今回はするという協議が整いました。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊副委員長。
- **○副委員長(渡邊美穂委員)** ということは、これからずっと市がそこの部分については管理だけは 市がやっていくということになるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(井上均)** 隅の草刈等については市が行うことになます。池全体の保護は水利組合になります。
- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- **〇委員(不老光幸委員)** 今の話であれば、史跡地内の池は今後は市がそういう事例が発生したらやるということですか。史跡地内にそういう池はどれくらいありますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(井上均)** 観世区に全部ありまして、池の数は5件になります。
- 〇委員長(門田直樹委員) 不老委員。
- **〇委員(不老光幸委員)** これ全額市の方で払うようにしたんですか。それとも費用分配か何かしたんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。

- ○文化財課長(井上均) 1件はですね、西ノ浦池については、以前史跡地の拡幅の関係がございましたものですから、この池は文化財課の方で管理することになっておりました。今回はその残り4件のうちの1件を文化財課の方で管理するということにしております。もう一つにつきましては、建設産業課の方で管理し、その残りの2件は地元の水利組合に管理してもらうこととしております。
- ○委員長(門田直樹委員) 一点よろしいですか、史跡地が池全体を含むことじゃなくても、一部含んでいるようなところは結構あると思うんですよね、福廣委員が言われたように、高齢化が進んでなかなか草刈りなど斜面が急なところを年2回やるのも結構きついと、また、草刈だけでなく実際水利そのものですね、田んぼの数も減っていっていますけれど、大雨の時に一回一回管理が結構厳しいということはよく聞いております。そういうことで、今回文化財がかかっておるということでされてあるというふうな趣旨のご回答と思うんですけれど、おそらく他の地域でも史跡地がかかっているところがある、そういう場合はかかっているところだけをやるのか、全体を今後対象になり得るのか、そのへんのところをよかったら教えてください。
- 〇委員長(門田直樹委員) 文化財課長。
- **○文化財課長(井上均)** 今回この問題が起きまして、史跡地内にある池を全部調べたところ、観世 区の方に4件、坂本の方に2件、国分の方にも入っているんじゃないか思われましたが、国分区 に含まれるのは全部史跡地外の方になります。
- ○委員長(門田直樹委員) 国分のことは聞いていなかったんですが。わかりました。 よろしいですか。次に進みます。 同ページの10款:教育費、5項:保健体育費について、補足説明を求めます。

生涯学習課長。

- 〇生涯学習課長(木原裕和) 10款:教育費、5項:保健体育費、1目:保健体育費、スポーツ振興関係事業費、積立金についてご説明いたします。積立金2億円についてご説明申しあげます。総合運動公園整備事業基金としまして、平成8年度より基金の積み立てを始めてまいりました。17年度に生涯学習施設用地、19年度にプール用地の購入等を行いまして、取り崩しを行っております。現在1億6,722万4,156円が基金となっております。今回の9月補正により2億円を積み立てまして、3億6,722万4,156円となっております。財源といたしましては、平成22年度決算の確定により繰越金の一部を充当いたしております。以上でございます。
- **〇委員長(門田直樹委員)** 説明は終わりました。これについて、質疑はありませんか。 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) 総合運動公園になるのか分からないですが、総合体育館の答申が今月末 に出ると思われますが、その答申の、その末というのは曖昧でよくわからないんですが、決定し ましたか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(木原裕和)** 9月の30日、委員会の方から答申をいただくということになっており

ますので、それ待ちになっております。以上でございます。

- 〇委員長(門田直樹委員) 長谷川委員。
- ○委員(長谷川公成委員) この答申があったあと、例えば議員協議会の中とかでも、説明はありますか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(木原裕和)** それにつきましては、まだ正式に協議に図っておりませんので、部長等と協議をしまして、検討していきたいと思っております。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにありませんか。

以上で歳出を終わります。

次に歳入の審査に入ります。

補正予算書10、11ページ、10款:地方交付税、1項:地方交付税について、12、13ページ、 21款:市債、1項:市債について、及び6ページの第3表地方債補正について、この3件は関連 する項目として、併せて執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(石田宏二) 10款、1項、1目、1節の地方交付税、普通交付税についてご説明いたします。本年度の普通交付税の交付額が32億2,987万4,000円と決定されました。今回の補正において当初予算計上との差額3,412万6,000円を減額させていただくものでございます。前年度の普通交付税決算額29億1,313万5,000円に比べまして、3億1,673万9,000円、約10.9パーセントの増額となております。

引き続き、13ページの21款:市債、1項、6目の臨時財政対策債が関連しますので、併せて説明をさせていただきます。臨時財政対策債と申しますのは、国の地方交付税特別会計の財源が不足した場合、地方交付税として交付すべき財源が不足いたします。その時にその穴埋めといたしまして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度でございます。形式的には自治体が地方債を発行する形式となりますが、償還に要する費用につきましては、後年度地方交付税で措置をされるため、実質的には地方交付税の代替財源ということになっております。それで、今回の臨時財政対策債につきましては、今年度11億4,310万円となっておりまして、前年度に比べまして1億4,409万1,000円ですね、率としまして約11.2パーセントの減額となっております。先ほど申しました普通交付税の代替財源となりますので、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた合計額といたしましては、前年度比5.3パーセント増額となっておるものでござます。

併せまして、6ページ第3表地方債補正、今回の増額補正を合わせまして限度額もそれに合わせて11億4,310万円に引き上げるような地方債の補正を行っております。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

補正予算書12、13ページの19款:繰越金、1項:繰越金について、執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

- ○経営企画課長(石田宏二) 19款、1項、1目、1節の前年度繰越金でございます、実質収支が8億9,618万4,000円と確定いたしました。今回の9月補正の財源といたしまして、その内5億9,021万円を今回補正をさせていただくものでございます。繰越金の確定額から今回の9月補正後の繰越金の合計額6億7,691万円を差し引きますと2億1,900万円ほどが残るわけでございますが、これは12月以降の留保財源、補正財源並びに留保財源というかたちになってまいります。以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 最後に、歳出に関連する項目として、先ほど歳出の審査の中で説明・質疑をしていただきました、15款:県支出金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の当所管分271万8,000円と、避難活動コミュニティ育成強化事業助成金について、17款:寄附金の図書購入指定寄附にいて、及び20款:諸収入の消防費雑入について、追加で執行部の方から補足説明、委員からの質疑がありましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳入を終わります。

それでは5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正に移ります。

それぞれ執行部の補足説明を求めます。

教務課長。

- ○教務課長(木村裕子) 第2表、債務負担行為補正について説明いたしまします。学校施設整備に関する債務負担でございます。太宰府小学校と水城小学校は今年度、老朽化に伴います大規模改造工事を実施しております。引き続きまして、来年度に内部の大規模改造工事を計画しております。そのための設計管理委託料の債務負担を、太宰府小学校875万円、水城小学校809万円計上いたしております。また、太宰府西小学校につきましては、トイレの大規模改造を計画しておりますので、その設計管理委託料として債務負担200万円を計上しております。以上でございます。
- 〇委員長(門田直樹委員) 協働のまち推進課長。
- ○協働のまち推進課長(諫山博美) 第2表、債務負担行為補正について説明いたします。一部事務 組合関係の追加、これは筑紫野太宰府消防本部関係でございます。皆様のご協力によりまして本 年3月に太宰府消防署が竣工いたしました。今回の追加は筑紫野太宰府照合組合消防施設整備事 業債2件でございまして、太宰府消防署につきましては、期間を平成24年度から平成42年度、限 度額を6,661万7,000円とし、太宰府高機能消防指令センター総合整備につきましては、期間を平

成24年度から平成32年度、限度額を1億2,361万5,000円とするものでございます。よろしくご審議お願いいたします。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

藤井委員。

- ○委員(藤井雅之委員) 太宰府小学校と水城小学校の大規模改造設計管理委託料ですけれども、それぞれ同じような内容だと思うんですけれども、875万円と809万円ということで66万円の差があるんですけれども、これはどういうことでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 教務課長。
- ○教務課長(木村裕子) 具体的に詳細なことは私もわかりませんが、規模、面積とかそういったものによって積算した結果だと思います。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** それでは、議案第49号の当委員会所管分、全般につきまして、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(門田直樹委員) 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」の当委員会所管分に つきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

**〇委員長(門田直樹委員)** 全員挙手です。従いまして、議案第49号の当委員会所管分につきまして は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時32分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第4 議案第51号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第4、議案第51号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(古野洋敏) 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。この改正につきましては、障碍者自立支援法の一部改正に伴うものでございます。追加議案分の条例改正新旧対照表の1ページをご参照ください。まず、第1条関係といたしまして、第10条の2第2号、これは条文の追加です、「第5条第12項」を「第5条第13項」に変えるものでございます。また、括弧のところの「同条第6項」を「同条第7項」に改正するものでございます。

次に第2条関係でございますけれど、これも第10条の2第2号、「第5条第13項」を「第5条第12項」に改正するものでございます。この第1条関係は公布の日が、施行の日から公布されます。それで1号追加する訳ですけれど、第2条につきましては、今ある第1号がまた改正になって廃止になります、その関係で第13項を第12項にまた改正するものであります。また、第2条関係は平成24年4月1日施行というかたちになります。以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 以上で説明は終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号、「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部 を改正する条例について」につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願いま す。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時35分〉

日程第5 意見書第7号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」

○委員長(門田直樹委員) 日程第5 意見書第7号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を議題といたします。

提出者がおられますので、内容について補足説明がありましたらお願いいたします。

渡邊美穂委員。

**○副委員長(渡邊美穂委員)** これと同様の内容について、市に対しての請願を昨年可決していただいたという経過がございまして、今回はこれを国に対して要望するものであって、自治体の財政

等によって子どもたちの教育環境が変わるというのは望ましくないということで、国で一律対応 をしていただきたいという内容のことです。よろしくお願いいたします。

**〇委員長(門田直樹委員)** それでは、ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

これで質疑を終わります。

それでは、意見書第7号について、協議を行います。ご意見はありませんか。 福廣委員。

- ○委員(福廣和美委員) これは、もう前太宰府市の場合においては検討されて、話はされたと思うんですが、もう一度お伺いしますが、太宰府市内においてですね、2年生以上で35人以上の学級というのはどのくらいの級数があるんですかね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(大藪勝一) 今、手元に資料を持っておりませんので…。 (福廣和美委員「概略でいいとよ。もう後でいいです、終わってから」と呼ぶ)
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

しかし、協議について、このまま進めてよろしいですか。

ほかにご意見ございませんか。

長谷川委員。

○委員(長谷川公成委員) 小学校2年生以上と書いてありますが、これは中学校3年生までという 捉え方でいいんですか。それとも小学生だけ…。

(福廣議員「義務教育だから小、中学生」と呼ぶ)

- ○委員(長谷川公成委員) 中学校もですね、だから中学校3年生までですね、すみません。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

福廣委員。

○委員(福廣和美委員) もういっぺん聞こう、違う方向で聞こう。太宰府市では請願通っておるんですけれども、太宰府のいわゆる義務教育の中で、どれくらいかかれば、なる可能性があるんですか。

(渡邊美穂副委員長「最少クラスが分からないから、分からないでしょう。最少クラス数が分から ないと、教職員の配置の問題等がでてくるので、分からないと思います」と呼ぶ)

○委員長(門田直樹委員) ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時41分

再 開 午前11時47分

○委員長(門田直樹委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(学校教育課長「委員長」と呼ぶ)

- 〇委員長(門田直樹委員) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(大藪勝一)** すみませんでした。小学校で35人学級を超えている部分でございますが 7 クラス、あと中学校の関係で超えている部分が 6 クラス、以上でございます。
- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

そのほか、意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

意見書第7号について、採決します。

本案について原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決するものと決定しました。
〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時48分〉

~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に入る前に、今日お配りした日程の日程第6の「請願第8号」とありますは、「意見書」の間違いですので、訂正をお願いします。

日程第6 意見書第8号「公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援等 に係る経営支援策等に関する意見書」

**〇委員長(門田直樹委員)** 日程第6、意見書第8号「公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書」を議題といたします。

この意見書について賛成者がいらっしゃいますので、内容について補足説明があればお願いします。

渡邊美穂委員。

○副委員長(渡邊美穂委員) この意見書につきましては、前回この法律の境目になります5年前にも同じ内容の、あの時は請願だったかもしれませんが、出させていただきました。JR九州は国鉄から民営化されたわけなんですけれども、JR山島につきましては、やはりこれは赤字になるということが最初から分かったうえでの民営化でございます。そしてJRというのは、どうしても公共交通機関という位置付けが非常に高いため、通常の民間と同じように赤字路線をすぐに廃止というようなことは非常に難しい企業でございます。皆さんに本日お配りしました資料の中にですね、これまでJR九州が行ってきた経営改善につきまして、具体的な数値を挙げて資料をお配りいたしております。実際に経営努力も行い、人件費、人の削減等もかなり行ってきた訳ですが、それでもまだ、営業損益がマイナス31億円という結果になっておりまして、経営努力は続け

ているんですが、まだ厳しい状況であり、ここで固定資産税の減免が廃止された場合はですね、 どうしても赤字路線等の廃止、もしくは運賃の値上げ、こういったところにはねかえらざるを得 ないということで、非常に多くの方々に影響があるということが懸念されるので、ぜひこの意見 書を可決してこの減免をさらにあと5年間は伸ばしていただきたいという、これをできれば恒久 的にしていただきたいというものでございます。

- ○委員長(門田直樹委員) ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。 福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) ここの意見書のですね、提出元はどこになるんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊美穂委員。
- **○副委員長(渡邊美穂委員)** 提出先はまだあの時点では組閣が終わっておりませんでしたので、一 応大臣名ということで…。

(福廣和美委員「提出元」と呼ぶ)

**○副委員長(渡邊美穂委員)** これは意見書ですので、村山議員から意見書が提出されたということですが。

(福廣和美委員「それだけですね」と呼ぶ)

- ○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。
  藤井雅之委員。
- ○委員(藤井雅之委員) すみません、資料の見方で、もし分かる範囲でご説明いただきたいんですけれども、このA4横の資料ですけれども、承継特例、三島特例の概要、固定資産税・都市計画税、対象資産のところの特例のところに右側に3つありますけれども、鉄道事業用固定資産の他から借り受けるものということの中に九州新幹線も入っているんですけれども、この他から借り受けるものというのはどういうことなのか、もう少し分かる範囲で説明いただければと思うんですけれども。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊美穂委員。
- ○副委員長(渡邊美穂委員) 例えば九州新幹線を例に取りますとですね、独立行政法人の鉄道建設 運輸施設整備支援機構というのがありまして、九州新幹線に関しては、例えば車両とかああいっ たものはすべてここの機構からの借りということになっております、従って九州新幹線は開通し たんですけれど、その収益は全てこの機構の方に行くようになりますので、JR九州には一切入 らないということで、こういったものが実際に借受けて、レンタルをしているということで、リ ース料を払っているということです。
- 〇委員長(門田直樹委員) 藤井雅之委員。
- ○委員(藤井雅之委員) すみません、それで関連するところになりますと、例えば今計画が進められています整備新幹線の部分で、長崎新幹線の部分もそういった対応になるということで認識しておいて間違いないでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊美穂委員。

- **○副委員長(渡邊美穂委員)** 例経営者ではないのではっきり名言はできませんが、おそらくそうい うことになるのではないかと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員)ほかに。不老光幸委員。
- ○委員(不老光幸委員) 確認ですけれど、さっき言われたように提出元は村山議員ということですけれども、村山議員だったらJR九州、自分たちは所属のところはJR九州ですけれども、貨物は全体的に通るからいいけど、三島という四国、北海道のところまで、こちらから出さないといけないのかなと疑問を持っているんですけれど、その点はどうなんでしょうか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊美穂委員。
- ○副委員長(渡邊美穂委員) なぜ三島に、ということかというご質問ですよね、なんでJR九州に特化しないかということなんですが、経営状況としてはJRの三島に関しては、九州と同じように非常に厳しい状況であるというのは変わらないわけでして、これは国に出すものですから、やはりJR九州に特化したということではなくて、やはり経営状況が厳しい三島合意で、三島が一斉に国に対して要望を行うという全体的な動きはあって、それを村山議員が一人で引き受けて今回提出をされたということだと思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) 不老光幸委員。
- ○委員(不老光幸委員) 例えばですよ、全国一斉に自治体でこういうのを理解できるところは出してくださいっというのだったらいいんだけれども、ちょっとそこらへんがどうもね、ぜんぜん北海道のことまでしないといけないのかなというのが分かりません。北海道のことだったら、北海道の自治体で出していただければいいんじゃないかなと、それぞれですよ、と思うんだけどね、ここまで国の施策のことに北海道のことまで、九州の自分たちがしないといけないのかなという気はしますね。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊美穂委員。
- **○副委員長(渡邊美穂委員)** しかしながら、法律がですね、三島ということで、別にJR九州に特化された法律ではないので、法律の継続を求めるということですから、その法律に関してということなので、法律に合わせたかたちでの提出になると思います。

(福廣和美委員「質疑ではないですけど、いいですか」と呼ぶ)

- **〇委員長(門田直樹委員)** どうぞ、福廣委員。
- ○委員(福廣和美委員) できたらですね、もう少し勉強というか研究をさせていただきたいんで、 できたら継続審議にしていただけたら助かると思います。
- ○委員長(門田直樹委員) これは動議で…。

(福廣和美委員「はい」と呼ぶ)

**○委員長(門田直樹委員)** ただ今、福廣委員から意見書第8号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。よって意見書第8号を継続審査とする動議を議題とし、採決します。

意見書第8号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(門田直樹委員) お二人ですね。

賛成少数と認め、意見書第8号は継続審査としないことに決定しました。

〈継続審査否決 賛成2名 反対3名 午前11時55分〉

○委員長(門田直樹委員) 引き続き、意見書第8号の協議を継続します。

では、私の方から、市の方にお聞きしてもよろしいですか。旧3公社ですね、電電公社、専売公社、国鉄ということで、電電公社が5年、専売公社が9年、にそれぞれ減免廃止になっていますね。国鉄は今言われた三島とその継承ですね、それぞれ特例ということであるわけですが、税率等もこれは平成19年度のを見まして、2分の1、5分の3、また継承については特例対象なのは2分の1とありますが、具体的に本市にかかる部分でですね、影響を受ける金額というのは、概略が分かればちょっと聞きたいんですが。

税務課長。

○税務課長(久保山元信) 本市の三島特例及び承継特例でございますが、この分につきましては、両方連するということで10分の3の分が大部分を占めております。税額的にはおおよそでございますが、今現在は460、470万円程度、約ですね、納税額でございますが、この軽減がなくなるとだいたい550万円程度増えるんではなかろうかと試算をさせていただいているところでございます。以上です。

(不老光幸委員「ちょっと…」と呼ぶ)

- 〇委員長(門田直樹委員) 不老光幸委員。
- **〇委員(不老光幸委員)** 今のご回答で、増える分が500万円程度という解釈でいいんですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 税務課長。
- ○税務課長(久保山元信) 今の税額が470万円程度です、軽減がなくなりますと、550万円程度増額 になります。合わせますと1千万円程度の税額が年税額となります。
- ○委員長(門田直樹委員) 何かご意見ございませんか。

一つ、渡邊委員。お伺いしたいんですけれど、こういうことが全国的に軽減がなくなった場合 に、それが運賃等に反ってくるというような具体的な試算とかあるんですか。

渡邊美穂委員。

- **○副委員長(渡邊美穂委員)** JRは持っているかもしれませんが、現在私の手元にはないです、すみません。
- 〇委員長(門田直樹委員) 分かりました。

福廣和美委員。

- ○委員(福廣和美委員) さっき出元は村山議員ということを言われたんですが、これは太宰府市だけしか出てないんですかね。それとも全国的に出ているんではないんですか。要するに、ということは、全体が村山議員から出ているということですか。
- 〇委員長(門田直樹委員) 渡邊美穂委員。

- **○副委員長(渡邊美穂委員)** 全国的にというか、この三島でおそらく出ていると思うんですけれど も、明確に全部出ているとは言い切れないんですが、例えばこの近隣で言えばですね、4市1町 すべて出ておりますけれども、そこは請願というかたちで出しているところもありますし、おそ らく全部請願だと思います。意見書というかたちで提出しているのは、村山議員がいらっしゃる この太宰府市だけで、あとは請願というかたちで出されていると思います。
- 〇委員長(門田直樹委員) 何かご意見…。不老光幸委員。
- ○委員(不老光幸委員) 今の回答でよくわかりました。私が当初聞いたのは村山議員が何で北海道や四国のことまでこれで出して、太宰府市でせれって言われたのかなというのが疑問で、おそらく、思ったのが、それぞれのところで同じような内容で意見書なり請願なりが出ているんじゃないかなというのを想定して聞いたんですけれども、あくまでも村山議員一人だというように聞こえたものだから、さきほどそういうふうに言ったわけでございます。
- **〇委員長(門田直樹委員)** こ意見がないようでしたら、協議を終わってよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○委員長(門田直樹委員) これで協議を終わります。つぎに、討論を行います。 討論はありませんか。 藤井委員。
- ○委員(藤井雅之委員) 私は提案されております「意見書第8号、公共交通機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書」について、賛成の立場で討論させていただきたいと思いますが、一部ですね、文書の中でありました税の軽減等については若干ちょっと企業の経営の在り方の中で疑問に感じたところもありましたけれども、とりわけ、その質疑の中で新幹線事業ですね、整備新幹線とのからみで地元でも意見が分かれております長崎新幹線の扱い等がどうなるのかというのが、税を軽減してそういったところに対応するのではないかという疑問もありましたので質疑をさせていただきましたが、新幹線のかかる固定資産等は収益とは別の対応になっているということも確認しましたので、公共交通の確保という視点では重要な内容であると思いますので、この提案の意見書には賛成を表明させていただきます。
- ○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

意見書第8号を採決します。

本案について原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手と認め、本案は原案のとおり可決するものと決定しました。
〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後0時03分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

**〇委員長(門田直樹委員)** 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了しまし

た。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(門田直樹委員)** 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書 の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会します。

閉 会 午後0時04分



太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 23 年 11 月 18 日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹